

「簡素な給付措置」の推移

(単位：円)

	2014年度	2015年度	2016年度
臨時福祉給付金(1人当り)	10,000	6,000	3,000
子育て世帯臨時特例給付金 (児童1人当り)	10,000	3,000	0
2つの給付金の併給	不可	可	
親1人・子1人の低所得世帯の給付額	20,000	15,000	6,000

出典：小池晃事務所作成。厚生労働省資料による。

注)2014年度分の給付財源は、2013年度補正予算に計上された。

将来、軽減税率の意味が現れる

今回の税制改正では、わが党の訴えてきた消費税の軽減税率を、ほぼ満足できる形で盛り込むことができた。法人税は、自民党についていく感じだったが、車体課税も簡素化と軽減という大きな方向性が出せた。大きな成果だ。

軽減税率制度は、消費税制度になくてはならない、ビルトインされるべき装置だ、とわが党は主張してきた。しかし、軽減税率導入によって、本来入ってくるべき税収が1兆円少なくなる。その財源を、2017年4月までの1年3カ月の間に、



公明党税制調査会長
斉藤鉄夫

さいとう・てつお ●1952年生まれ、島根県出身。東工科大学院修了。清水建設勤務を経て、1993年衆議院議員初当選。環境相などを歴任。

撮影：今井康一

われわれは責任を持って明示する。

まず、社会保障の中の無駄な部分を削り出していく。社会保障だけに限らず、予算全体の無駄な部分を削っていく作業が必要になってくる。「増税」という言葉になるかもしれないが、歳入増加策もあらゆるものが選択肢になる。自民党と合意する前には、税収の上振れ分も使えるのではないかと、言ってきた。税収としては限界的だが、所得税の累進税率を少し引き上げる、という議論もあっていいかもしれない。

将来、消費税率は13~15%、ひよっとすると欧州のように20%になっているかもしれない。そのときでも食べ物は8%に据え置かれる。そういう話を支持

者にすると、ああそうかと納得してもらえる。今回、たった2%の軽減だが食べ物の税率を1ケタに固定したことは非常に大きい。将来、(消費税の本則税率が上がったときに)この幅は大きくなる。そのときに初めて軽減税率の意味が出てくる。

もちろん、軽減税率は低所得者対策としてやるわけだが、中堅所得層もちょっと助かる。今実施している簡素な給付措置は中堅所得層には関係ないが、軽減税率だと中堅所得層にも少し恩恵が及ぶ。税の専門家が主張する給付付き税額控除は机上の空論。世界で給付付き税額控除を導入している国は、1~2カ国にすぎない。軽減税率には確かにいろんな欠点や矛盾があるが、恩恵が中堅所得層にいくのがミソ。国民の支持が得られやすい。

財務省大臣官房審議官(主税局担当)の矢野慶治氏が3日、福井新聞社を訪れて安達洋一郎編集局長と懇談した。矢野氏は、2017年4月の消費税率10%への引き上げ時に始める軽減税率導入に関連し「消費税率12%の議論になっても生活に身近な飲食料品の税率は8%のまま。国民理解はある程度得られ、引き上げやすくなる」との考えを示した。16年

消費税12%議論になっても 「軽減税率で国民理解」



軽減税率導入など税制改正大綱について説明する矢野氏(3日、福井新聞社)

財務省 矢野審議官が来社

度税制改正大綱は、法人税の実効税率の引き下げと軽減税率制度の導入が柱となる。矢野氏は消費税増税について「(国民は)消極的を極めて4割が賛成、6割が反対の状況だが、日本の財政を考えると、さらなる増税は不可避。日本は税率10%で終わるはず

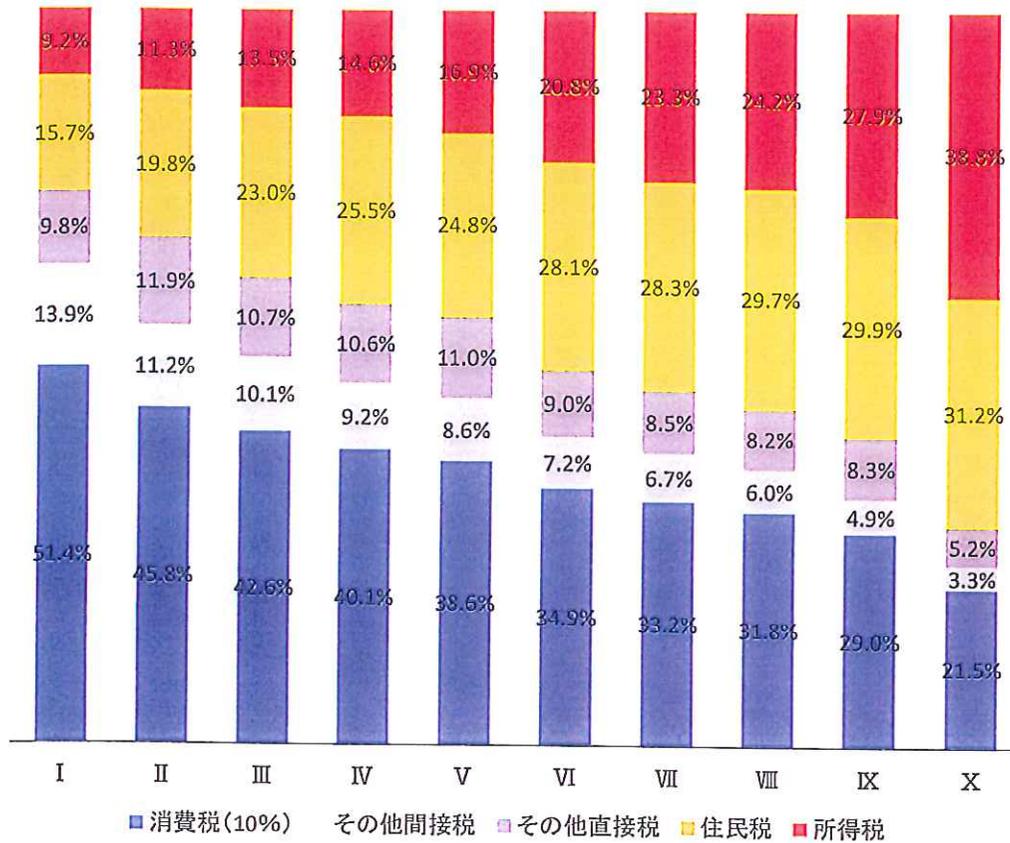
はなり国だ」と強調。その上で「12%に上げても軽減税率があるので賛成・反対は5対5になるかもしれない。(税率を)上げる決断をする政権は、やりやくなるだろう」と述べた。

アベノミクスの成果については「手法に賛否はあるが、企業収益や雇用はかなり改善した」と評価。ただ経済の好循環は地方にまで及んでいないとの見解を明らかにし、「少子化対策や地方創生に取り組む、東京一極集中を抑止しなければならぬ」と話した。

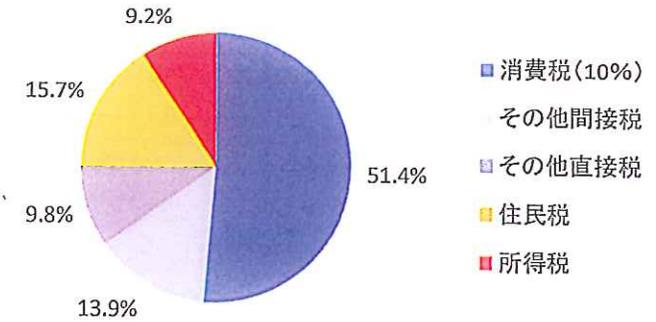
矢野氏は、県内の自治体や企業の関係者を集めて同日、福井市内で開いた講演会のために来県した。

(山口昌永)

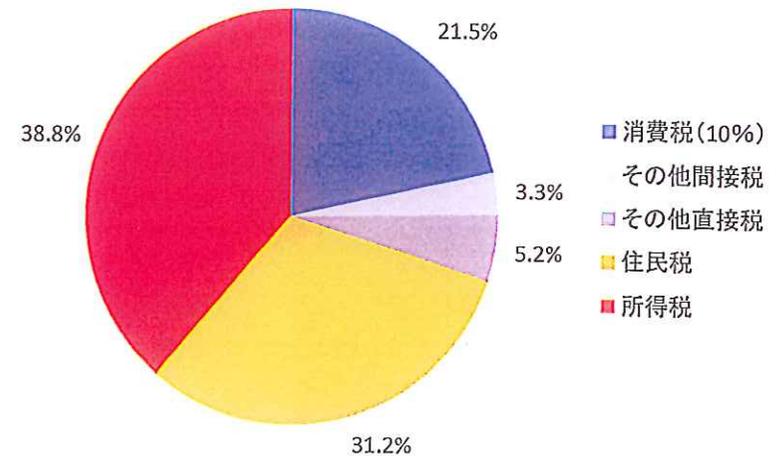
収入階級別税負担額(消費税率10%)



第Ⅰ分位



第Ⅹ分位



(備考)総務省統計局の「家計調査(勤労者世帯)」(平成25年)の調査票情報を独自集計したものを基礎として、1か月当たりの税負担額を推計したものである。

資料: 小池晃事務所で作成

収入階級別税負担額

平成25年分(1か月当たり)より消費税率10%時(軽減税率を含む)の負担額を試算

(単位:円)

収入別階級	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	
実収入	276,741	333,158	377,048	417,370	450,874	532,230	580,439	636,853	727,477	969,169	
消費支出	212,292	240,995	257,480	265,231	289,549	315,508	342,116	376,839	411,842	494,403	
間接税	消費税(10%)	14,865	16,934	18,399	18,871	21,005	23,199	25,071	27,464	29,682	36,031
	揮発油税等	1,796	1,923	2,157	2,132	2,289	2,433	2,498	2,520	2,460	2,679
	酒税	545	632	686	806	793	824	911	961	1,006	1,070
	たばこ税	1,004	751	654	593	618	536	510	593	508	416
	自動車重量税	676	816	866	790	993	970	1,157	1,109	994	1,336
	間接税計	18,886	21,056	22,762	23,192	25,698	27,962	30,147	32,647	34,650	41,532
直接税	所得税	2,661	4,182	5,828	6,879	9,164	13,782	17,614	20,884	28,565	64,950
	住民税	4,551	7,312	9,928	11,966	13,496	18,688	21,369	25,676	30,621	52,214
	固定資産税等	2,846	4,395	4,630	4,967	6,002	5,979	6,403	7,106	8,531	8,780
	直接税計	10,058	15,890	20,385	23,811	28,661	38,450	45,387	53,667	67,717	125,944
合計	28,944	36,946	43,147	47,003	54,359	66,412	75,534	86,314	102,367	167,476	

資料: 小池晃事務所が財務省提出資料より作成

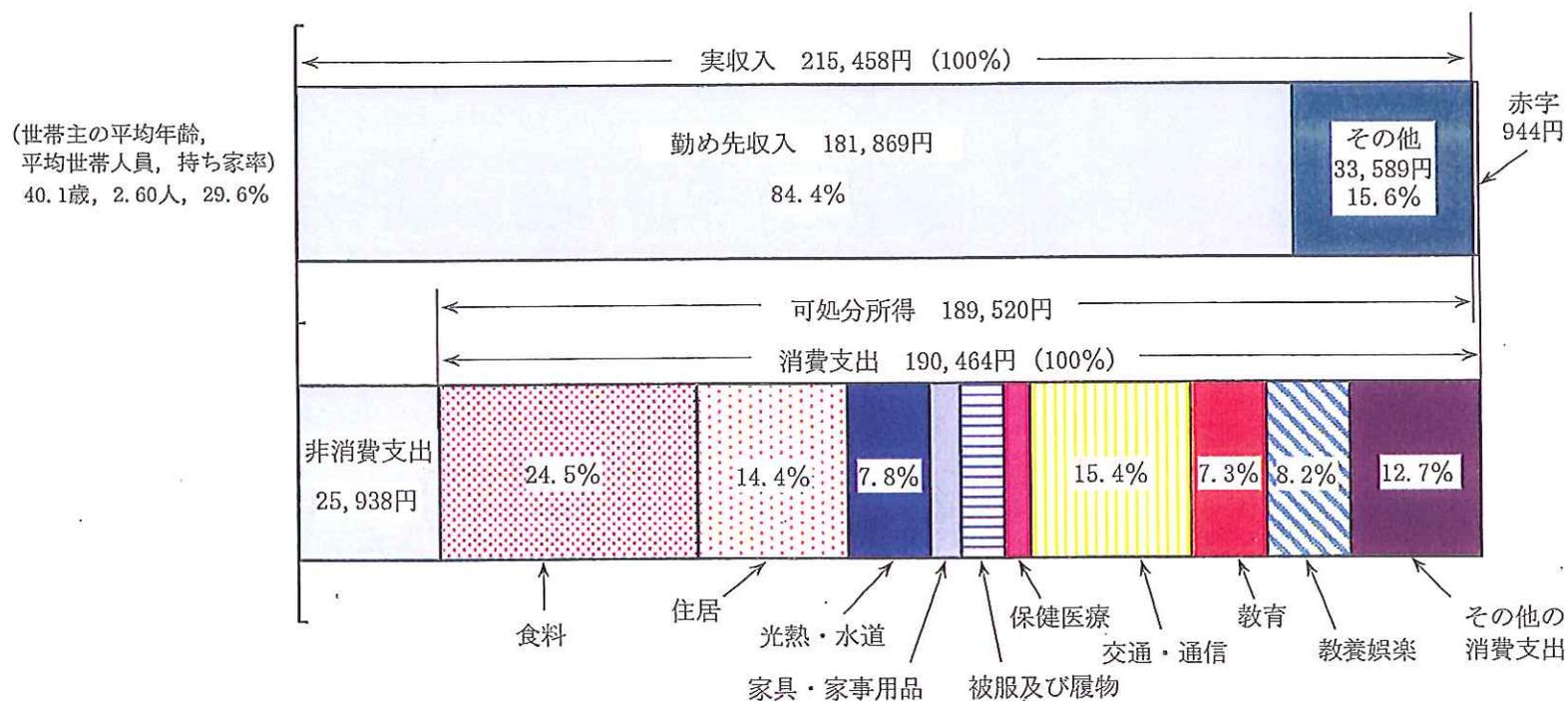
(備考)総務省統計局の「家計調査(勤労者世帯)」(平成25年)の調査票情報を独自集計したものを基礎として、1か月当たりの税負担額を推計したものである。

<母子世帯の収支状況（母親と18歳未満の未婚の子供の世帯）>

6 母子世帯は可処分所得と消費支出がほぼ同額

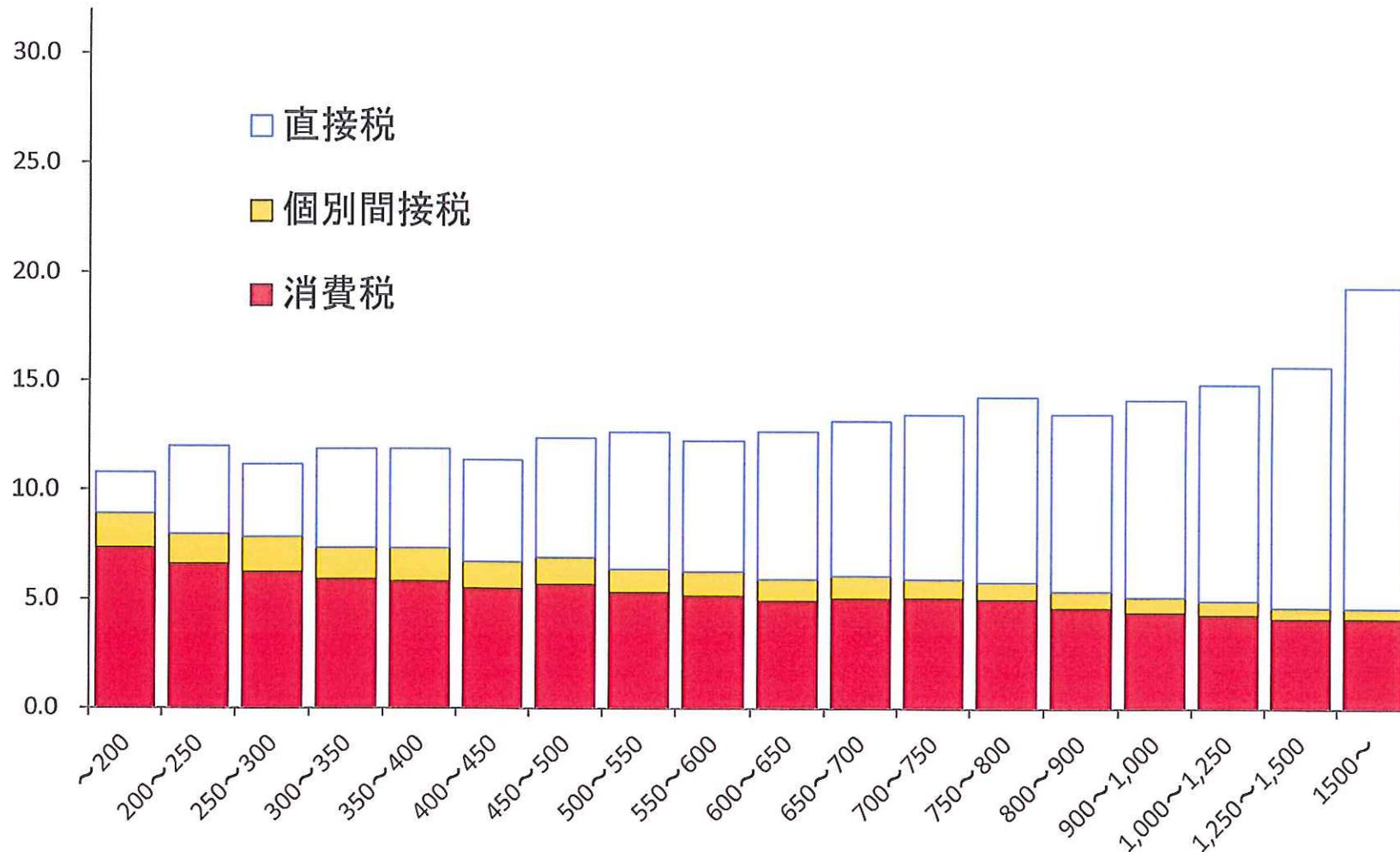
- 二人以上の世帯のうち勤労者世帯で母子世帯の1世帯当たり1か月平均実収入は215,458円。可処分所得は189,520円で、消費支出（190,464円）よりも944円少ない。（図4）
- 消費支出の費目別の内訳をみると、「食料」（24.5%）、「交通・通信」（15.4%）、「住居」（14.4%）などへの支出割合が高くなっている。（図4）

図4 母子世帯の実収入及び消費支出



出典：総務省「平成26年全国消費実態調査 結果の概要」(二人以上の世帯の家計収支及び貯蓄・負債に関する結果)より。

勤労者世帯の年収別の直接税・間接税負担率



出典：総務省「家計調査」(2015年分)、勤労者世帯、実収入に対する負担率、単位：%
 消費税率を10% (軽減税率を含む)とした場合、個別間接税は、酒税・たばこ税・ガソリン税の合計